



# 鳥取県公報

平成 23 年 3 月 31 日 (木)  
号外第 43 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則 (41) (業務効率推進課) . . . . . 3

## ==== 公布された規則のあらまし ====

## 鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

県の行政組織の見直し等に伴い、事務処理権限の区分について所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 全国植樹祭準備室及び栽培漁業センターの新設に伴い、所要の規定の整備を行う。

(2) 共通事項に係る事務処理権限の改正

ア 土地収用法及び公共用地の取得に関する特別措置法に基づく知事の権限に属する事務のうち県が起業者として行うものは、共通事項（現行 技術企画課の個別事項）とし、各所属が対応することとする。

イ 会計担当職員に係る委任決裁の事務処理権限の区分を削除する。

(3) 個別事項に係る事務処理権限の改正

法令等の制定改廃、組織改正、業務の見直し等に伴い、所要の規定の整備を行う。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行の日又は平成23年5月1日とする(3)の一部を除き、同年4月1日とする。

# 規 則

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第41号

### 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目（以下「削除別表細目」という。）を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前								
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 総室内室長 組織規則第6条の表課及び総室内室の欄に掲げる子育て応援室、家庭福祉室、企画調査室、経営支援室、通商物流室、人材育成確保室、労働政策室、雇用就業支援室、企業立地推進室、新事業開拓室、次世代環境産業室、産学金官連携室、林政企画室、県産材・林産物需要拡大室、森林づくり推進室及び全国植樹祭準備室の長をいう。</p> <p>(13)～(18) 略</p> <p>別表第1（第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第11条関係） 共通事務に係る事務処理権限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">事 項</th> <th style="width: 50%;">事 務 処 理 権 限 の 区 分</th> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </table>	事 項	事 務 処 理 権 限 の 区 分			<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 総室内室長 組織規則第6条の表課及び総室内室の欄に掲げる子育て応援室、家庭福祉室、企画調査室、経営支援室、通商物流室、人材育成確保室、労働政策室、雇用就業支援室、企業立地推進室、新事業開拓室、次世代環境産業室、産学金官連携室、林政企画室、県産材・林産物需要拡大室及び森林づくり推進室の長をいう。</p> <p>(13)～(18) 略</p> <p>別表第1（第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第11条関係） 共通事務に係る事務処理権限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">事 項</th> <th style="width: 50%;">事 務 処 理 権 限 の 区 分</th> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </table>	事 項	事 務 処 理 権 限 の 区 分		
事 項	事 務 処 理 権 限 の 区 分								
事 項	事 務 処 理 権 限 の 区 分								

種 類	内 容	専 決 権 者					委 任 決 裁 権 者					
		知事	部長	課長	会 計	地 方 機	副知事	部長	局長	課長	地 方 機	
					担 当	関 係 長						関 係 長
略	略											
八 公 有 財産の 管理に 関する 事務	略 11 略 12 土地収用法(昭和26年法律第219号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (一) 同法第30条第1項(同法第30条の2において準用する場合を含む。)の規定による事業の廃止等により土地を収用し、又は使用する必要がなくなった旨の届出及び周知の措置 (二) 同法第32条第1項の規定による収用又は使用の手続の保留の申立書の提出 (三) 同法第34条の規定による収用又は使用の手続を保留した土地についての手続を開始する旨の申立て (四) 同法第35条第1項の規定による事業の準備のための土地等の測量及び調査 (五) 同法第36条第4項の規定による市町村長に対する立会い及び署名押印の要求 (六) 同法第47条の3第1項の規定による収用委員会に対する明渡裁決の申立てに係る書類の提出 (七) 同法第63条の規定による収用委員会の審理における意見書の提出等及び参考人等の審問の申立て (八) 同法第79条の規定による物件の収用の請求 (九) 同法第82条第3項及び第6項の規定による替地の提供等についての収用委員会の勧告の受諾の決定 (十) 同法第84条第1項の規定による工事の代行による補償の要求 (十一) 同法第85条第1項の規定による物件の移転の代行による補償の要求 (十二) 同法第85条第2項及び第4項(同法第97条第2項において準用する場合を含む。)の規定による補償											

	金等の提供並びに 同条第5項の規定 による替地の提供 (十三) 同条第12条 の2第1項の規定 による土地等の引 渡し等の請求 (十四) 同条第10条 の規定による土地 の返還又は原状回 復 (十五) 同条第22条 第1項の規定によ る非常災害の際の 土地の使用 (十六) 同条第22条 第1項の規定によ る緊急に施行する 必要がある事業の ための土地の使用 についての収用委 員会への申立て																				
13	公共用地の取得に 関する特別措置法 (昭和86年法律第50 号)に基づく知事の 権限に属する事務の うち次に掲げるもの (一) 同条第3条第 1項の規定による 特定公共事業の認 定に係る関係住民 からの意見の聴取 等 (二) 同条第20条第 1項の規定による 収用委員会への緊 急裁決の申立て																				
14	略																				
15	略																				
16	略																				
17	1から16までに掲 げるもののほか (一)～(三) 略																				
略																					

別表第2 (第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)

個別事員に係る事務処理権限

所 属 名	事 項 種 類	内 容	事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称
			知事	専 決 権 者		委 任 決 裁 権 者			
				部長	課長の長	部長	課長の長	地方機関の長	
防 災 課	略								
危 機 管 理 課	略								
消 防 課	略								

別表第2 (第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)

個別事員に係る事務処理権限

所 属 名	事 項 種 類	内 容	事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称
			知事	専 決 権 者		委 任 決 裁 権 者			
				部長	課長の長	部長	課長の長	地方機関の長	
防 災 チ ーム	略								
危 機 管 理 チ ーム	略								
消 防 チ ーム	略								

略											
政策 法務 課	略										
略											
管 理 課	略										
三 営繕工事に係る鳥取県営工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第36号)に基づく知事の権限に属する事務	6 同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの イ 略 ロ 設備工事に係るもの (イ) 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの (ロ) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの a及びb 略										
	略										
	27 同規則第38条第1項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求 (一) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (二) (一)以外のもの (1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの								東部総合事務所 所長 中部総合事務所 所長 西部総合事務所 所長		

略										
政策 法務 課	略									
三 鳥取県立公文書館管理規則(平成2年鳥取県規則第47号)に基づく知事の権限に属する事務	1 すべての事務									公文書館長
略										
管 理 課	略									
三 営繕工事に係る鳥取県営工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第36号)に基づく知事の権限に属する事務	6 同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの イ 略 ロ 設備工事に係るもの (イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの (ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの a及びb 略									
	略									
	27 同規則第38条第1項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求 (一) 著しく重大なかに係るもの (1) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (2) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (二) (一)以外のもの (1) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (2) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (3) 中部総合									東部総合事務所 所長 中部総合事務所



医療法第105条の五において「令」といふ。）第80条の規定により知事が行うこととされた薬事法に基づく事務	において準用する場合を含む。）の規定による調査 略 9 略 10 同法第40条の3において準用する同法第19条第2項の規定による事業所の廃止等の届出の受理 11 略 12 略 13 略 14 略 15 略 16 略 17 略 18 略 19 略 20 同法第80条第1項の規定による調査																			
六 薬事法施行令に基づく知事の権限に属する事務（畜産課の所掌事務に係るものを除く。）	略 3 略																			
七 薬事法施行令第80条の規定により知事が行うこととされた薬事法施行令に基づく事務	略 2 略																			
八 薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に基づく知事の権限に属する事務	略 5 同令第59条の10第41項の規定による販売従事登録の消滅 略																			
略																				
九 鳥取県薬事法施行規則（昭和37年鳥取県規則第18号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第6条の規定による配置販売業取扱品目変更指定書等の交付（一）及び（二） 略 略																			
略																				
十一 毒物及び劇物取締法（昭和25年法第303号）	略 4 同法第7条第3項（同法第22条第																			総合事務所長

この号において「令」といふ。）第80条の規定により知事が行うこととされた薬事法に基づく事務	で準用する場合を含む。）の規定による調査 略 9 略 10 略 11 略 12 略 13 略 14 略 15 略 16 略 17 略 18 略																			
六 薬事法施行令に基づく知事の権限に属する事務（畜産課の所掌事務に係るものを除く。）	略 3 略 4 同令第73条の規定による輸出用医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の規程に係る調査の結果通知																			
七 薬事法施行令第80条の規定により知事が行うこととされた薬事法施行令に基づく事務	略 2 略 3 同令第23条の規定による適合性調査の結果の通知																			
八 薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に基づく知事の権限に属する事務	略 5 同令第59条の10の規定による販売従事登録の消滅の受理 略																			
略																				
九 鳥取県薬事法施行規則（昭和37年鳥取県規則第18号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第5条の規定による配置販売業取扱品目変更指定書等の交付（一）及び（二） 略 略																			
略																				
十一 毒物及び劇物取締法（昭和25年法第303号）	略 4 同法第7条第3項の規定による毒																			総合事務所長





ひばり類取締 法施行令 (昭和10年 政令第261 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	5 同令第36条の2 第1項の規定による 毒物劇物営業者 等の登録票等の受 理 (一) 販売業者の 登録票に係るも の (二) (一)以外の もの																		総合事務所長	
	6 同令第36条の2 第2項の規定による 業務停止の期間 満了後の登録票等 の交付 (一) 販売業者の 登録票に係るも の (二) (一)以外の もの																			総合事務所長
十三 毒物及 ひばり類取締 法施行令第 36条の7の 規定により 知事が行う こととされ ている毒物 及びひばり取 締去に基づ く事務	1 略																			
	2 同法第4条第4 項の規定による登 録の更新																			
	3 同法第7条第3 項の規定による毒 物劇物取扱責任者 の氏名の届出の受 理																			
	4 略																			
	5 略																			
	6 同法第17条第1 項の規定による毒 物劇物製造業者等 からの報告の徴収 又はこれらの者の 製造所等への立入 り及び検査等の検 査、関係者に対す る質問若しくは毒 物等の収去																			総合事務所長
	7 略																			
	8 略																			
	9 略																			
	10 略																			
	11 略																			
略																				
十五 あへん 法(昭和19 年法律第71 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 略																			
	2 同法第44条第6 項の規定によるけ し栽培者の許可の 取消しについての 大臣への具申																			
十六 大麻取 締去(昭和23 年法律第124 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	略																			
	5 同法第18条の規 定による大麻取扱 者免許の取消し																			
十七 覚せい 剤取締法 (昭和26年 法律第252 号)に基づ く知事の権 限に属する	略																			
	2 同法第8条第1 項の規定による覚 せい剤施用機関又 は覚せい剤研究者 の指定の取消し及																			
ひばり類取締 法施行令 (昭和10年 政令第261 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	5 同令第36条の2 第1項の規定による 毒物劇物営業者 等の登録票等の受 理 (一) 販売業者の 登録票に係るも の (二) (一)以外の もの																			総合事務所長
	6 同令第36条の2 第2項の規定による 業務停止の期間 満了後の登録票等 の交付 (一) 販売業者の 登録票に係るも の (二) (一)以外の もの																			総合事務所長
十三 毒物及 ひばり類取締 法施行令第 36条の7の 規定により 知事が行う こととされ ている毒物 及びひばり取 締去に基づ く事務	1 略																			
	2 同法第4条第4 項の規定による登 録の更新																			
	3 同法第7条第3 項の規定による毒 物劇物取扱責任者 の氏名の届出の受 理																			
	4 略																			
	5 略																			
	6 同法第17条第1 項の規定による毒 物劇物製造業者等 からの報告の徴収 又はこれらの者の 製造所等への立入 り及び検査等の検 査、関係者に対す る質問若しくは毒 物等の収去																			総合事務所長
	7 略																			
	8 略																			
	9 略																			
	10 略																			
	11 略																			
略																				
十五 あへん 法(昭和19 年法律第71 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 略																			
	2 同法第44条第6 項の規定によるけ し栽培者の許可の 取消しについての 大臣への具申																			
十六 大麻取 締去(昭和23 年法律第124 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	略																			
	5 同法第18条の規 定による大麻取扱 者免許の取消し																			
十七 覚せい 剤取締法 (昭和26年 法律第252 号)に基づ く知事の権 限に属する	略																			
	2 同法第8条第1 項の規定による覚 せい剤施用機関又 は覚せい剤研究者 の指定の取消し及																			















	未済の工事に係るもの (1) 地方機関に令達された予算に係るもの (2) (1)以外のもの							中部総合事務所長	
6	同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認 (一)及び(二) 略 (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 地方機関に令達された予算に係るもの (2) (1)以外のもの							中部総合事務所長	
7	同規則第28条の規定による下請業者等に関する報告の要求 (一) 地方機関に令達された予算に係るもの (二) (一)以外のもの							中部総合事務所長	
8	同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託(一般競争入札又は指名競争入札の執行を除く。) (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの  (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 地方機関に令達された予算に係るもの (2) (1)以外のもの							中部総合事務所長	
9	同規則第30条第1項の規定による工事の監督の命令 (一) 地方機関に令達された予算に係るもの (二) (一)以外のもの							中部総合事務所長	
10	同規則第33条第								
	未済の工事に係るもの								
6	同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認 (一)及び(二) 略 (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの							中部総合事務所長	
7	同規則第28条の規定による下請業者等に関する報告の要求							中部総合事務所長	
8	同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託(一般競争入札又は指名競争入札の執行を除く。) (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの  (1) 工事費(請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費。以下水・大気環境課の項の二十五において同じ。)が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの							中部総合事務所長	
9	同規則第30条第1項の規定による工事の監督の命令							中部総合事務所長	
10	同規則第33条第								

	<p>1項及び第2項の規定による措置の要求 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 地方機関に令達された予算に係るもの (2) (1)以外のもの</p>																						<p>— 中包総合事務所長</p>
	<p>11 同規則第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの  (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 地方機関に令達された予算に係るもの (2) (1)以外のもの</p>																						<p>— 中包総合事務所長</p>
	<p>12 同規則第36条第7項後段、第37条後段、第40条後段及び第40条の2第3項(同規則第68条第2項において準用する場合を含む。)の規定による必要な経費の負担の決定 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの  (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>																						
	<p>13 同規則第39条第4項の規定による工事の内容の変更等 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満</p>																						
	<p>11 同規則第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの  (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>																						
	<p>12 同規則第36条第7項後段、第37条後段、第40条後段及び第40条の2第3項(同規則第68条第2項において準用する場合を含む。)の規定による必要な経費の負担の決定 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの  (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>																						
	<p>13 同規則第39条第4項の規定による工事の内容の変更等 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係</p>																						

	の工事に係るもの  (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 地方機関に令達された予算に係るもの (2) (1)以外のもの													中部総合事務所長
14 同規則第40条前段の規定による工事の内容の変更等 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの  (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 地方機関に令達された予算に係るもの (2) (1)以外のもの														中部総合事務所長
15 同規則第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの  (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 地方機関に令達された予算に係るもの (2) (1)以外のもの														中部総合事務所長
16 同規則第41条の規定による工期の延長の承認 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円														
	るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの													中部総合事務所長
14 同規則第40条前段の規定による工事の内容の変更等 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの														中部総合事務所長
15 同規則第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの														中部総合事務所長
16 同規則第41条の規定による工期の延長の承認 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円														

	<p>以上5億円未満の工事に係るもの</p>																																		
	<p>(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 地方機関に令達された予算に係るもの (2) (1)以外のもの</p>																																		
	<p>17 同規則第42条第1項の規定による工期の遅滞の要求 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 地方機関に令達された予算に係るもの (2) (1)以外のもの</p>																																		
	<p>18 同規則第42条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要求 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 地方機関に令達された予算に係るもの (2) (1)以外のもの</p>																																		
	<p>19 同規則第42条第3項の規定による請負代金の変更及び必要な費用の負担の決定</p>																																		

<p>(一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>	-																													
20 略											20 略																			
<p>21 同規則第45条第51項の規定による費用の負担の協議</p> <p>(一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>	-																													
<p>22 同規則第48条第2項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認</p> <p>(一) 地方機関に委任された予備に係るもの (二) (一)以外のもの</p>		-						中野総合事務所																		中野総合事務所	所長			
<p>23 同規則第49条第1項の規定による設計図書の変更の決定</p> <p>(一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>	-																													
<p>24 同規則第52条第1項(同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託(一般競争</p>																														
<p>(一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	-																													
<p>21 同規則第45条第51項の規定による費用の負担の協議</p> <p>(一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	-																													
<p>22 同規則第48条第2項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認</p>		-																												
<p>23 同規則第49条第1項の規定による設計図書の変更の決定</p> <p>(一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	-																													
<p>24 同規則第52条第1項(同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託(一般競争</p>																														

	<p>入札又は指名競争入札の執行を除く。）                  (一) 略                  (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>	—							
	<p>25 同規則第7条第1項の規定による工事的物の使用                  (一) 略                  (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの                  (1) 地方機関に令達された予算に係るもの                  (2) (1)以外のもの</p>	—				—	中部総合事務所長		
	<p>26 同規則第7条第3項の規定による増加費用の負担の決定                  (一) 略                  (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>	—							
	<p>27 同規則第8条第1項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求</p>	—							
	<p>入札又は指名競争入札の執行を除く。）                  (一) 略                  (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの                  (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	—							
	<p>25 同規則第7条第1項の規定による工事的物の使用                  (一) 略                  (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの                  (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	—				—	中部総合事務所長		
	<p>26 同規則第7条第3項の規定による増加費用の負担の決定                  (一) 略                  (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの                  (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	—							
	<p>27 同規則第8条第1項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求                  (一) 著しく重大なかしに係るもの                  (1) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの                  (2) 請負対象</p>	—							

																				設計金額が5億円未満の工事に係るもの (二) (一)以外のもの		—	中部総合事務所長
(一) 地方機関に 令達された予算 に係るもの (二) (一)以外の もの								—	中部総合事務所長														
28 同規則第59条第 2項(同規則第56 条第2項において 準用する場合を含 む。)の規定による 請負代金の支払 (一) 略 (二) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの (1) 地方機関 に令達された 予算に係るも の (2) (1)以外 のもの								—	中部総合事務所長													—	中部総合事務所長
29 同規則第60条第 2項の規定による 前金払いに係る認 定 (一) 地方機関に 令達された予算 に係るもの (二) (一)以外の もの								—	中部総合事務所長													—	中部総合事務所長
30 同規則第61条第 2項の規定による 請負代金の前金払 い (一) 略 (二) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの (1) 地方機関 に令達された 予算に係るも の (2) (1)以外 のもの								—	中部総合事務所長													—	中部総合事務所長
31 同規則第66条第 1項の規定による 工事の出来形部分 等の確認 (一) 地方機関に 令達された予算 に係るもの (二) (一)以外の もの								—	中部総合事務所長													—	中部総合事務所長
32 同規則第66条第 4項の規定による 請負代金の部分払 い (一) 略 (二) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの (1) 地方機関 に令達された 予算に係るも の (2) (1)以外 のもの								—	中部総合事務所長													—	中部総合事務所長
33 同規則第67条第 1項の規定による 請負代金の代理受 領の承認																							





	(1) 地方機 型に 令達 された 予算に 係るも の (2) (1)以 外の もの								中野総合事務 所長
	略								
衛生 環境 研究 所	略								
三 其他 の事務	略								
2 庁舎 管理に 関する 事務(衛 生環境 研究所 の庁舎 又は構 内にお けるも のに限 る。) (一)及 び(二) 略 (三) 鳥 取県有 地等に おける 自動車 の放置 に對す る措置 に關す る条例 に基 づく知 事の權 限に屬 する事 務のう ち次に 掲げる もの (1)~(7) 略 (8) 同 条例第 7条第 1項の 規定に よる放 置自転 車の引 渡し (9) 略  (10) 同 条例第 7条第 3項の 規定に よる告 示 (11) 同 条例第 7条第 4項の 規定に よる放 置自転 車の引 渡し (12) 同 条例第 8条の 規定に よる費 用の請 求									
一 廃棄 物の 処理 及び清 掃に 關する 法律(昭 和45年 法律第 137号) に基 づく知 事の權 限に屬 する事 務	1 同法 第5条 第2項 の規定 による 通報の 受理								総合事務 所長
	2 略								
	3 略								
	4 略								
	5 略								
	6 略								
	7 略								
	8 略								
	9 略								
	10 略								
	11 同法 第8条 の2第 1項の 規定に よる定 期検査								総合事務 所長
	12 略								
	13 略								
	14 略								
	15 同法 第9条 第5項 の規定 による								総合事務 所長

	略								
衛生 環境 研究 所	略								
三 其他 の事務	略								
2 庁舎 管理に 関する 事務(衛 生環境 研究所 の庁舎 又は構 内にお けるも のに限 る。) (一)及 び(二) 略 (三) 鳥 取県有 地等に おける 自動車 の放置 に對す る措置 に關す る条例 に基 づく知 事の權 限に屬 する事 務のう ち次に 掲げる もの (1)~(7) 略 (8) 同 条例第 7条第 1項の 規定に よる廢 物の認 定 (9) 略 (10) 同 条例第 8条第 1項の 規定に よる放 置自転 車の処 分 (11) 同 条例第 8条第 2項の 規定に よる告 示 (12) 同 条例第 8条第 3項の 規定に よる放 置自転 車の処 分 (13) 同 条例第 9条の 規定に よる費 用の請 求									
一 廃棄 物の 処理 及び清 掃に 關する 法律(昭 和45年 法律第 137号) に基 づく知 事の權 限に屬 する事 務	1 略								
	2 略								
	3 略								
	4 略								
	5 略								
	6 略								
	7 略								
	8 略								
	9 略								
	10 略								
	11 略								
	12 略								
	13 同法 第9条 第5項 の規定 による								総合事務 所長



35	同法第12条の2第11項の規定による特別管理産業廃棄物の減量等の計画の実施状況の報告の受理									総合事務所長
36	同法第12条の2第12項の規定による特別管理産業廃棄物の減量等の計画の実施状況の公表									
37	同法第12条の3第7項の規定による産業廃棄物管理票に関する報告書の受理									総合事務所長
38	略									
39	略									
40	略									
41	略									
42	略									
43	略									
44	略									
45	略									
46	略									
47	略									
48	略									
49	略									
50	同法第14条の5第3項において準用する同法第7条の2第4項の規定による欠付事由に関する届出の受理									総合事務所長
51	略									
52	略									
53	略									
54	略									
55	略									
56	同法第15条の2第2項(同法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定による産業廃棄物処理施設等の過度の集中による大気環境基準確保の困難認定									総合事務所長
57	同法第15条の2第3項(同法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定による専門的知識を有する者への意見聴取									総合事務所長
58	同法第15条の2第5項(同法第15条の2の6第2項において準用する									総合事務所長

28	同法第12条の2第9項の規定による特別管理産業廃棄物の減量等の計画の実施状況の報告の受理									総合事務所長
29	同法第12条の2第10項の規定による特別管理産業廃棄物の減量等の計画の実施状況の公表									
30	同法第12条の3第6項の規定による産業廃棄物管理票に関する報告書の受理									総合事務所長
31	略									
32	略									
33	略									
34	略									
35	略									
36	略									
37	略									
38	略									
39	略									
40	略									
41	略									
42	略									
43	略									
44	略									
45	略									
46	略									
47	略									
48	同法第15条の2第2項(同法第15条の2の5第2項において準用する場合を含む。)の規定による産業廃棄物処理施設等の過度の集中による大気環境基準確保の困難認定									総合事務所長
49	同法第15条の2第3項(同法第15条の2の5第2項において準用する場合を含む。)の規定による専門的知識を有する者への意見聴取									総合事務所長
50	同法第15条の2第5項(同法第15条の2の5第2項において準用する									総合事務所長





する事務 の6（同令第8条の13の6において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による産業廃棄物の保管の廃止の届出の受理 4 同令第8条の29の規定による簡理票交付者からの報告書の受理 5 同令第8条の38の規定による電子情報処理機構使用事業者からの報告書の受理 6 略 7 略 8 同令第12条の7の15の規定による特定産業廃棄物最終処分場設置者からの報告書の受理 9 同令第12条の7の17第5項の規定による産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の届出に係る変更又は廃止の届出の受理						総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長
四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和58年無期規程第18号）に基づく知事の権限に属する事務 1 同規則第5条の規定による届出の受理 2 略 3 略 4 略 5 略 6 略 7 略 8 略 9 略 10 略						総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長
する事務 2 略 3 略 4 同令第12条の7の5において準用する同令第4条の17の規定による特定産業廃棄物最終処分場設置者からの報告書の受理 5 同令第12条の7の7第5項の規定による産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の届出に係る変更又は廃止の届出の受理						総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長
四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和58年無期規程第18号）に基づく知事の権限に属する事務 1 同規則第2条の2の規定による許可証の書換え交付 2 同規則第3条の規定による一般廃棄物処理施設の設置許可証の再交付 3 同規則第4条の規定による一般廃棄物処理施設の設置許可証の返納の受理 4 同規則第4条の2の規定による許可証の交付 5 同規則第4条の3の規定による認可証の交付 6 同規則第5条の規定による届出の受理 7 略 8 略 9 略 10 略 11 略 12 略 13 略 14 略 15 略						総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長

11 略
12 略
13 略
14 略
15 略
16 略
17 略
18 略
19 略
略
十一 使用済自動車のリサイクル等に関する法律(平成14年法律第87号)に基づく知事の権限に属する事務
42 同法第125条第1項又は第21項の規定による警察本部長への意見聴取
43 同法第126条の規定による警察本部長からの意見の受理
44 同法第127条の規定による関係行政機関等への照会
略
十二 鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例(平成17年鳥取県条例第28号)に基づく知事の権限に属する事務
8 略
9 同条例第10条第3項の規定による説明会への立会い又は関係市町村の職員への立会いの要請
10 略
11 略
12 略
13 同条例第13条第2項の規定による市町村長、学識

16 略
17 略
18 略
19 略
20 略
21 略
22 同条例第16条第1項の規定による特別管理産業廃棄物管理責任者の設置又は変更に係る報告書の受理
23 同条例第16条第2項の規定による産業廃棄物の処理に関する報告書の受理
24 同条例第16条第3項の規定による特別管理産業廃棄物の処理に関する報告書の受理
25 同条例第16条第4項の規定による産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集等に関する報告書の受理
26 略
27 略
28 略
略
十一 使用済自動車のリサイクル等に関する法律(平成14年法律第87号)に基づく知事の権限に属する事務
42 同法第125条第1項又は第21項の規定による警察本部長への意見聴取
43 同法第126条の規定による警察本部長からの意見の受理
44 同法第127条の規定による関係行政機関等への照会
略
十二 鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例(平成17年鳥取県条例第28号)に基づく知事の権限に属する事務
8 略
9 略
10 略
11 略
12 同条例第13条第2項の規定による市町村長への協力





	<p>(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの</p> <p>(2) 契約金額の5割以上の増を伴うもの(変更後の契約金額が2億円以上となる場合に限る。)</p> <p>(3) (1)及び(2)以外のもの</p>	-				<p>2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの</p> <p>ロ 契約金額の5割以上の増を伴うもの(変更後の契約金額が2億円以上となる場合に限る。)</p> <p>ハ イ及びロ以外のもの</p>	-		総合事務所長
略									
<p>十三 土木工事に係る鳥取県建設工事施行規則に基づく知事の権限に属する事務(公園自然課の所掌する工事に限る。)</p>	<p>略</p> <p>8 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託(一般競争入札又は指名競争入札の執行を除く。)</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p>	-				<p>略</p> <p>十三 土木工事に係る鳥取県建設工事施行規則に基づく知事の権限に属する事務(公園自然課の所掌する工事に限る。)</p>	略		総合事務所長
						<p>(1) 工事費(請負契約の締結後に工事費を変更した場合には、当初の工事費。以下公園自然課の項の十三において同じ。)が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	-		総合事務所長

<p>(三) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの</p>		—	総合事務所長	の			
略				略			
<p>11 同規則第36条第 7項、第37条後 段、第39条第5 項、第40条後段及 び第40条の2第3 項の規定による工 期又は請負代金の 額の変更 (一) 略 (二) 請負対象設 計金額が2億円 以上5億円未満 の工事に係るも の  (三) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの</p>	—		総合事務所長	<p>11 同規則第36条第 7項、第37条後 段、第39条第5 項、第40条後段及 び第40条の2第3 項の規定による工 期又は請負代金の 額の変更 (一) 略 (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの  (1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るも の (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の</p>	—	総合事務所長	
<p>12 同規則第36条第 7項後段、第37条 後段、第40条後段 及び第40条の2第 3項(同規則第38 条第2項において 準用する場合を含 む。)の規定によ る必要な経費の負 担の決定 (一) 略 (二) 請負対象設 計金額が2億円 以上5億円未満 の工事に係るも の  (三) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの</p>	—		総合事務所長	<p>12 同規則第36条第 7項後段、第37条 後段、第40条後段 及び第40条の2第 3項(同規則第38 条第2項において 準用する場合を含 む。)の規定によ る必要な経費の負 担の決定 (一) 略 (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの  (1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るも の (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の</p>	—	総合事務所長	
<p>13 同規則第39条第 4項の規定による 工事の内容の変更 等 (一) 略 (二) 請負対象設 計金額が2億円 以上5億円未満 の工事に係るも の  (三) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの</p>	—		総合事務所長	<p>13 同規則第39条第 4項の規定による 工事の内容の変更 等 (一) 略 (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの  (1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るも の (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の</p>	—	総合事務所長	

<p>るもの</p> <p>14 同規則第40条前段の規定による工事の内容の変更等                  (一) 略                  (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>	—								総合事務所長
<p>15 同規則第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止                  (一) 略                  (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>	—								総合事務所長
<p>16 同規則第41条の規定による工期の延長の承認                  (一) 略                  (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>	—								総合事務所長
<p>17 同規則第42条第1項の規定による工期の繰上げの要求                  (一) 略                  (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p>	—								総合事務所長
<p>14 同規則第40条前段の規定による工事の内容の変更等                  (一) 略                  (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの                  (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	—								総合事務所長
<p>15 同規則第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止                  (一) 略                  (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの                  (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	—								総合事務所長
<p>16 同規則第41条の規定による工期の延長の承認                  (一) 略                  (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの                  (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	—								総合事務所長
<p>17 同規則第42条第1項の規定による工期の繰上げの要求                  (一) 略                  (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの                  (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	—								総合事務所長



<p>(一) 略 (二) 請負対象設 計金額が2億円 以上5億円未満 の工事に係るも の</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>(三) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの</p> <p>24 同規則第52条第 1項(同規則第56 条第2項において 準用する場合を含 む。)の規定によ る工事の完成検査 の委託(一般競争 入札又は指名競争 入札の執行を除 く。)</p> <p>(一) 略 (二) 請負対象設 計金額が2億円 以上5億円未満 の工事に係るも の</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>(三) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの</p> <p>25 同規則第57条第 1項の規定による 工事目的物の使用</p> <p>(一) 略 (二) 請負対象設 計金額が2億円 以上5億円未満 の工事に係るも の</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>総合事務所長</p>
<p>(三) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの</p> <p>26 同規則第57条第 3項の規定による 増加費用の負担の 決定</p> <p>(一) 略 (二) 請負対象設 計金額が2億円 以上5億円未満 の工事に係るも の</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>(一) 略 (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

	(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの		—					総合事務所長
27	同規則第38条第1項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求							総合事務所長
略								
略								
略								
略								
農林水産部共通	三 農林土木工事に係る農林土木工事等規則に基づく知事の権限に属する事務	27	同規則第38条第1項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求					総合事務所長
略								
略								
略								
農政課	一 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）	1	同法第3条第1項の規定による導入指針の策定、同法第3条第3項の規定による同指針の変更及び同法第4条の規定による同指針					

2億円未満の工事に係るもの

27 同規則第38条第1項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求

(一) 著しく重大なかしに係るもの

(1) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの

(2) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの

(二) (一)以外のもの

略

略

略

農林水産部共通

三 農林土木工事に係る農林土木工事等規則に基づく知事の権限に属する事務

27 同規則第38条第1項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求

(一) 著しく重大なかしに係るもの

(1) 請負対象設計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの

(2) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。））が5億円未満の工事に係るもの

(二) (一)以外のもの

略

略

略

農政課

一 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）

1 同法第3条第1項の規定による導入指針の策定、同法第3条第3項の規定による同指針の変更及び同法第4条の規定による同指針

二 略
三 略
三 略
四 略
五 略
六 略
七 略
八 略
九 略
十 略
十一 略
十二 略
十三 略
十四 略

号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	の公表																									
	2 同法第4条第3 項の規定による導 入計画の認定																									総合事務所長 地方農林振興 局長
	3 同法第5条第1 項の規定による導 入計画の変更の認 定																									総合事務所長 地方農林振興 局長
	4 同法第5条第2 項の規定による認 定の取消し																									総合事務所長 地方農林振興 局長
	5 同法第9条の規 定による報告の徴 収																									
二 地力増進 法(昭和三十九 年法律第34 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 同法第4条第1 項の規定による地 力増進等の指定																									
	2 同法第5条の規 定による地力増進 地域についての対 策調査の実施																									
	3 同法第6条第1 項の規定による地 力増進対策指針の 策定																									
	4 同法第7条第1 項の規定による地 力増進等の農業 者等に対する地力 増進を図るため必 要な助言及び指導																									
	5 同法第7条第2 項の規定による地 力増進等の農業 者等に対する地力 増進対策指針に即 した営農について の報告																									
	6 同法第8条の規 定による土壌の性 質の改善状況につ いての調査の実施																									
	7 同法第9条第1 項の規定による農 地への立入調査の 実施																									
三 略																										
四 略																										
五 略																										
六 略																										
七 略																										
八 略																										
八の二 略																										
九 略																										
十 略																										
十一 略																										
十二 略																										
十三 略																										
十四 略																										
十五 略																										

十五 略									
農 業 大 学 校	略								
	三 其他の事務	略							
	2 庁舎管理に関する事務(農業大学の庁舎又は構内におけるものに限る。) (一)及び(二) 略  (三) 鳥取県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (1)~(7) 略 (8) 同条例第7条第1項の規定による放置自転車の引渡し (9) 略  (10) 同条例第7条第3項の規定による告示 (11) 同条例第7条第4項の規定による放置自転車の引渡し (12) 同条例第8条の規定による費用の請求								
3 鳥取県宿舍管理規則に基づく知事の権限に属する事務のうち農業大学の宿舍に係るもの(同規則第11条第1項又は第2項の規定による宿舍又は駐車場に係る貸付料の決定を除く。)									
略									
生産振興課									
七 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第1項の規定による導入指針の策定、同法第3条第1項の規定による同指針の変更及び同法第4条の規定による同指針の公表								
	2 同法第4条第3項の規定による導入計画の認定								総合事務所長
	3 同法第5条第1項の規定による導入計画の変更の認								総合事務所長

十六 略									
農 業 大 学 校	略								
	三 其他の事務	略							
	2 庁舎管理に関する事務(農業大学の庁舎又は構内におけるものに限る。) (一)及び(二) 略 (三) 鳥取県宿舍管理規則に基づく知事の権限に属する事務のうち農業大学の宿舍に係るもの (四) 鳥取県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (1)~(7) 略 (8) 同条例第7条第1項の規定による廃物の認定 (9) 略 (10) 同条例第8条第1項の規定による放置自転車の処分 (11) 同条例第8条第2項の規定による告示 (12) 同条例第8条第3項の規定による放置自転車の処分 (13) 同条例第9条の規定による費用の請求								
3 鳥取県宿舍管理規則に基づく知事の権限に属する事務のうち農業大学の宿舍に係るもの(同規則第11条第1項の規定による宿舍に係る貸付料の決定を除く。)									
略									
生産振興課									



定									
4 同法第5条第2項の規定による認定の取消し									総合事務所長
5 同法第9条の規定による報告の徴収									総合事務所長
八 地力増進法(昭和三十九年法律第34号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条第1項の規定による地力増進地域の指定								
	2 同法第5条の規定による地力増進地域についての対策調査の実施								
	3 同法第6条第1項の規定による地力増進対策の策定								
	4 同法第7条第1項の規定による地力増進地域の農業者等に対する地力増進を図るため必要な助言及び指導								
	5 同法第7条第2項の規定による地力増進地域の農業者等に対する地力増進対策の策定に即した営農についての助言								
	6 同法第8条の規定による土壌の性質の改善状況についての調査の実施								
	7 同法第9条第1項の規定による農地への立入調査の実施								

九 略

七 略

略									
県土整備部共通 一 土木工事(鳥取空港の整備事業、鳥取港 網代漁港及び田後港に係る港整備事業並びに海岸整備事業に係る土木工事を除く。県土整備部共通の項のうち、一から三までにおいて同じ。)に係る知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)	1 土木工事に係る起工の決定	(一) 略	(二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの						
	(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの								総合事務所長
	2 土木工事に係る設計の変更	(一) 略	(二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの						
県土整備部共通 一 土木工事(鳥取空港の整備事業、鳥取港 網代漁港及び田後港に係る港整備事業並びに海岸整備事業に係る土木工事を除く。県土整備部共通の項のうち、一から三までにおいて同じ。)に係る知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)	1 土木工事に係る起工の決定	(一) 略	(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの	(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの					
	(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの								総合事務所長
	2 土木工事に係る設計の変更	(一) 略	(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの	(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの					



	(一) 略 (二) 請負対象設 計金額が2億円 以上5億円未満 の工事に係るも の  (三) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの	—															
略																	
	11 同規則第36条第 7項、第37条後 段、第39条第5 項、第40条後段及 び第40条の2第3 項の規定による工 期又は請負代金の 額の変更 (一) 略 (二) 請負対象設 計金額が2億円 以上5億円未満 の工事に係るも の  (三) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの	—														総合事務所長	
	12 同規則第36条第 7項後段、第37条 後段、第40条後段 及び第40条の2第 3項(同規則第68 条第2項において 準用する場合を含 む。)の規定によ る必要な経費の負 担の決定 (一) 略 (二) 請負対象設 計金額が2億円 以上5億円未満 の工事に係るも の  (三) 請負対象設 計金額が2億円	—															
	(一) 略 (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの  (1) 工事費 (請負契約の 締結後に工事 費を変更した 場合にあつて は、当初の工 事費。以下県 土整備部共通 の項の三及び 県土総務課の 項の八におい て同じ。)が 2億円以上の 工事に係るも の (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の	—														総合事務所長	
略																	
	11 同規則第36条第 7項、第37条後 段、第39条第5 項、第40条後段及 び第40条の2第3 項の規定による工 期又は請負代金の 額の変更 (一) 略 (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの  (1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るも の (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の	—														総合事務所長	
	12 同規則第36条第 7項後段、第37条 後段、第40条後段 及び第40条の2第 3項(同規則第68 条第2項において 準用する場合を含 む。)の規定によ る必要な経費の負 担の決定 (一) 略 (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの  (1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るも の (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の	—															

	未滿の工事に係るもの																					
13	同規則第39条第4項の規定による工事の内容の変更等 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未滿の工事に係るもの  (三) 請負対象設計金額が2億円未滿の工事に係るもの	—																				
																					総合事務所長	
14	同規則第40条前段の規定による工事の内容の変更等 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未滿の工事に係るもの  (三) 請負対象設計金額が2億円未滿の工事に係るもの	—																				
																						総合事務所長
15	同規則第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未滿の工事に係るもの  (三) 請負対象設計金額が2億円未滿の工事に係るもの	—																				
																						総合事務所長
16	同規則第41条の規定による工期の延長の承認 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未滿の工事に係るもの	—																				
16	同規則第41条の規定による工期の延長の承認 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未滿の工事に係るもの  (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未滿の工事に係るもの	—																				総合事務所長
16	同規則第41条の規定による工期の延長の承認 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未滿の工事に係るもの  (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの	—																				

	(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの									—	総務所長
17	同規則第42条第1項の規定による工期の繰上の要求 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの  (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの									—	総務所長
18	同規則第42条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要求 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの  (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの									—	総務所長
19	同規則第42条第3項の規定による請負代金の変更及び必要な費用の負担の決定 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの  (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの									—	総務所長
	略										
21	同規則第45条第5項の規定による費用の負担の協議 (一) 略										
	(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの										総務所長
17	同規則第42条第1項の規定による工期の繰上の要求 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの  (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの									—	総務所長
18	同規則第42条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要求 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの  (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの									—	総務所長
19	同規則第42条第3項の規定による請負代金の変更及び必要な費用の負担の決定 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの  (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの									—	総務所長
	略										
21	同規則第45条第5項の規定による費用の負担の協議 (一) 略										

<p>(二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
略						
<p>23 同規則第49条第1項の規定による設計図書の変更の決定</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>24 同規則第52条第1項(同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>25 同規則第57条第1項の規定による工事的物の使用</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>— 総合事務所長</p>
<p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	<p>—</p>					
略						
<p>23 同規則第49条第1項の規定による設計図書の変更の決定</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	<p>—</p>					
<p>24 同規則第52条第1項(同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	<p>—</p>					
<p>25 同規則第57条第1項の規定による工事的物の使用</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	<p>—</p>					

	(三) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの									総合事務所長
26	同規則第7条第 3項の規定による 増加費用の負担の 決定 (一) 略 (二) 請負対象設 計金額が2億円 以上5億円未満 の工事に係るも の  (三) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの									
27	同規則第58条第 1項の規定による かしの修補及び損 害の賠償の請求									総合事務所長
略										
略										
略										
県土 総務 課	四 建設機械 担当法施行 令(昭和29 年政令第 294号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	略								
6	同令第10条の規 定による国土交通 大臣に対する申請 書の届出の受付等									
略										
八 其他の 事務	略									
2	天神川游或下水 道工事 公園自然 課が所掌する土木 工事及び農林土木 工事に係る入札の 執行等 (一) 略 (二) 工事に伴う 委託に係る一般 競争入札又は指名 競争入札の執行 (1)及び(2) 略 (3) 鳥取県建 設工事執行規 則第30条第1 項の規定によ る工事の監督									

	の									
26	同規則第7条第 3項の規定による 増加費用の負担の 決定 (一) 略 (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの  (1) 工費が 2億円以上の 工事に係るも の (2) 工費が 2億円未満の 工事に係るも の									
27	同規則第58条第 1項の規定による かしの修補及び損 害の賠償の請求 (一) 著しく重大 なかしに係るも の (1) 請負対象 設計金額が5 億円以上の工 事に係るもの (2) 請負対象 設計金額が5 億円未満の工 事に係るもの (二) (一)以外の もの									総合事務所長
略										
略										
略										
県土 総務 課	四 建設機械 担当法施行 令(昭和29 年政令第 294号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	略								
6	同令第10条の規 定による建設大臣 に対する申請書の 副体の受付等									
略										
八 其他の 事務	略									
2	天神川游或下水 道工事 公園自然 課が所掌する土木 工事及び農林土木 工事に係る入札の 執行等 (一) 略 (二) 工事に伴う 委託に係る一般 競争入札又は指名 競争入札の執行 (1)及び(2) 略 (3) 鳥取県建 設工事執行規 則第30条第1 項の規定によ る工事の監督									

	<p>の委託 イ 略 □ 請負対象 設計金額が 2億円以上 5億円未満 の工事に係 るもの</p>	—																							
	<p>八 請負対象 設計金額が 2億円未満 の工事に係 るもの (イ) 天神 川流域下 水道工事 に係るも の (ロ) 東部 地区沿岸 漁場整備 事業に係 るもの (ハ) (イ) 及び(ロ) 以外のも の (4) 鳥取県建 設工事執行規 則第52条第1 項(同規則第 56条第2項に おいて準用す る場合を含 む。)の規定 による工事の 完成検査の委 託 イ 略 □ 請負対象 設計金額が 2億円以上 5億円未満 の工事に係 るもの</p>	—						中部総合事務 所長		鳥取港等事務 所長		総合事務所長													
	<p>八 請負対象 設計金額が 2億円未満 の工事に係 るもの (5) 略</p>	—																							
	<p>の委託 イ 略 □ 請負対象 設計金額が 2億円以上 5億円未満 の工事に係 るもの</p>	—																							
	<p>(イ) 工事 費が2億 円以上の 工事に係 るもの (ロ) 工事 費が2億 円未満の 工事に係 るもの a 天神川 流域下 水道工 事に係 るもの b 東部地 区沿岸 漁場整 備事業 に係る もの c a及び b以外の もの</p>	—																							
	<p>(イ) 工事 費が2億 円以上の 工事に係 るもの (ロ) 工事 費が2億 円未満の 工事に係 るもの</p>	—																							
	<p>(4) 鳥取県建 設工事執行規 則第52条第1 項(同規則第 56条第2項に おいて準用す る場合を含 む。)の規定 による工事の 完成検査の委 託 イ 略 □ 請負対象 設計金額が 5億円未満 の工事に係 るもの</p>	—																							
	<p>(イ) 工事 費が2億 円以上の 工事に係 るもの (ロ) 工事 費が2億 円未満の 工事に係 るもの</p>	—																							
	<p>(5) 略</p>	—																							



<p>(三) 略</p> <p>3 営繕工事に係る入札の締付等</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 工事に伴う委託に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行</p> <p>(1)及び(2)略</p> <p>(3) 鳥取県建設工事執行規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託</p> <p>イ 略</p> <p>□ 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p> <p>ハ 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(4) 鳥取県建設工事執行規則第52条第1項(同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託</p> <p>イ 略</p> <p>□ 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p>						<p>(三) 略</p> <p>3 営繕工事に係る入札の締付等</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 工事に伴う委託に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行</p> <p>(1)及び(2)略</p> <p>(3) 鳥取県建設工事執行規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託</p> <p>イ 略</p> <p>□ 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 工費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(4) 鳥取県建設工事執行規則第52条第1項(同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託</p> <p>イ 略</p> <p>□ 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 工費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>a 建築工事に係るもの</p> <p>(a) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(b) (a)以外のもの</p>			
---	--	--	--	--	--	---	--	--	--

一 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの 一 中部総合事務所の所管区域に係るもの 一 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの b 設 工 事 に 係 る 工 事 の (a) 工 事 費 が 6.0 00万 円 以 上 の 工 事 に 係 る 工 事 の	一 東部総合事務所 所長
	一 中部総合事務所 所長
	一 西部総合事務所 所長

(b) 工事が6,000万未満の事に係るもの 一 償還費に係る本庁舎等の工事に係るもの 一 以外のもの( ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの( ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの	—	東部総合事務所長
	—	中部総合事務所長

八 請負対象 設計金額が 2億円未満 の工事に係 るもの (イ) 建築 工事に係 るもの a 営繕 に係る 本庁舎 等の工 事に係 るもの b a以外 のもの (a) 東 部総合事 務所及び 八頭総合 事務所の 所管区域 に係るも の (b) 中 部総合事 務所の所 管区域に 係るもの (c) 西 部総合事 務所及び 日野総合 事務所の 所管区域 に係るも の (ロ) 設備 工事に係 るもの	— 東部総合事務所 所長	— 中部総合事務所 所長	— 西部総合事務所 所長	(イ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの	— 西部総合事務所 所長
--	-----------------	-----------------	-----------------	--------------------------------	-----------------

a 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの	—				
b 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの	—				
(a) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの					
(b)					
(a)以外のもの — 東部総合事務所及び八頭総合事務所 の所管区域に係るもの		— 東部総合事務所 所長			
— 中部総合事務所 の所管区域に係るもの		— 中部総合事務所 所長			
— 西部総合事務所 及び		— 西部総合事務所 所長			



17	同法第30条第2項(同法第30条の2において準用する場合を含む。)の規定による事業の廃止又は変更があった旨の告示、市町村長への通知及びその旨の国土交通大臣への報告									
18 略										
19 略										
20 略										
21	同法第42条第4項の規定により行う同条第2項の規定による公告									
22 略										
23 略										

	の廃止等により土地を収用し、又は使用する必要がなくなった旨の届出及び取置の措置									
21	同法第30条第2項(同法第30条の2において準用する場合を含む。)の規定による事業の廃止又は変更があった旨の告示及びその旨の国土交通大臣への報告									
22	同法第32条第1項の規定による収用又は使用の手続の保留の申立書の提出									
23	同法第34条の規定による収用又は使用の手続を保留した土地についての手続を開始する旨の申立て									
24 略										
25 略										
26	同法第35条第1項及び第2項の規定による事業の準備のため等の土地等の測量及び調査並びに当該土地等の占有者への通知									
27	同法第36条第4項の規定による市町村長に対する立会及び署名押印の要求									
28 略										
29 略										
30 略										
31	同法第40条第1項の規定による収用委員会に対する裁決の申請及び同法第47条の3第1項の規定による収用委員会に対する明渡裁決の申立てに係る書類の提出									
32	同法第50条第2項の規定による収用委員会に対する和解調書の作成の申請									
33	同法第63条の規定による収用委員会の審理における意見書の提出等及び参考人等の審問の申立て									
34	同法第79条の規定による物件の収用の請求									

	<p>24 略</p> <p>25 同法第12条第1項の規定による市町村長への通知</p>					
<p>略</p>						
			<p>35 同法第32条第3項及び第61項の規定による替地の提供についての取用委員会の勧告の受諾の決定</p>			
			<p>36 同法第32条第5項の規定による替地の譲渡のあつ旋の申請</p>			
			<p>37 同法第34条第1項の規定による工事の代行による補償の要求</p>			
			<p>38 同法第36条第1項の規定による物件移転の代行による補償の要求</p>			
			<p>39 略</p>			
			<p>40 同法第36条第2項及び第41項(同法第37条第2項において準用する場合を含む。)並びに第51項の規定による補償金等の供託</p>			
			<p>41 同法第102条の2第1項の規定による土地等の引渡し等の請求</p>			
			<p>42 同法第105条の規定による土地の返還又は原状回復</p>			
			<p>43 同法第107条第1項の規定による不用品となった土地等の買受権者への通知又は買受権者を通知することができない場合の公告</p>			
			<p>44 同法第116条第1項の規定による取用委員会への協議の確認の申請</p>			
			<p>45 同法第122条第1項の規定による非常災害の際の土地の使用</p>			
			<p>46 同法第123条第1項の規定による緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用についての取用委員会への申立て</p>			
			<p>四 公共用地の取得に関する特例措置法(昭和36年法律第150号)に基づく知事の権限に属する事務</p>	<p>1 同法第3条第1項の規定による特定公共事業の認定に係る関係住民からの意見の取調等</p>		
				<p>2 同法第4条第1項の規定による特定公共事業の国土交通大臣への認定の申請</p>		
				<p>3 同法第20条第1項の規定による取</p>		





略		略										
空 港 港 湾 課	<p>一 土木工事 (空港整備 事業(鳥取 空港の整備 事業をい う。以下空 港港湾課の 項の1から 三までにお いて同 じ。)及び 港湾・漁港 ・海岸整備 事業(鳥取 港 網代漁 港及び田後 港に係る港 整備事業並 びに海岸整 備事業をい う。以下空 港港湾課の 項の1から 三までにお いて同 じ。)に係 る土木工事 に限る。以 下空港港湾 課の項の一 から三まで において同 じ。)及び 電気設備工 事(鳥取空 港の整備事 業に係るも のに限る。 以下空港港 湾課の項の 1から三ま でにおいて 同じ。)に 係る知事の 権限に属す る事務</p>	<p>1 土木工事及び電 気設備工事に係る 起工の決定 (一) 略 (二) 請負対象設 計金額が2億円 以上5億円未満 の工事に係るも の (三) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの (1) 空港整備 事業に係るも の (2) 港湾・漁 港・海岸整備 事業に係るも の</p>	<p>鳥取空港管理 事務所長 鳥取港湾事務 所長</p>	空 港 港 湾 課	<p>一 土木工事 (空港整備 事業(鳥取 空港の整備 事業をい う。以下空 港港湾課の 項の1から 三までにお いて同 じ。)及び 港湾・漁港 ・海岸整備 事業(鳥取 港 網代漁 港及び田後 港に係る港 整備事業並 びに海岸整 備事業をい う。以下空 港港湾課の 項の1から 三までにお いて同 じ。)に係 る土木工事 に限る。以 下空港港湾 課の項の一 から三まで において同 じ。)及び 電気設備工 事(鳥取空 港の整備事 業に係るも のに限る。 以下空港港 湾課の項の 1から三ま でにおいて 同じ。)に 係る知事の 権限に属す る事務</p>	<p>1 土木工事及び電 気設備工事に係る 起工の決定 (一) 略 (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの (1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るも の (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の イ 空港整備 事業に係る もの ロ 港湾・漁 港・海岸整 備事業に係 るもの</p>	<p>鳥取空港管理 事務所長 鳥取港湾事務 所長</p>	空 港 港 湾 課	<p>一 土木工事 (空港整備 事業(鳥取 空港の整備 事業をい う。以下空 港港湾課の 項の1から 三までにお いて同 じ。)及び 港湾・漁港 ・海岸整備 事業(鳥取 港 網代漁 港及び田後 港に係る港 整備事業並 びに海岸整 備事業をい う。以下空 港港湾課の 項の1から 三までにお いて同 じ。)に係 る土木工事 に限る。以 下空港港湾 課の項の一 から三まで において同 じ。)及び 電気設備工 事(鳥取空 港の整備事 業に係るも のに限る。 以下空港港 湾課の項の 1から三ま でにおいて 同じ。)に 係る知事の 権限に属す る事務</p>	<p>2 土木工事及び電 気設備工事に係る 設計の変更 (一) 略 (二) 請負対象設 計金額が2億円 以上5億円未満 の工事に係るも の</p>	<p>(1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るも の (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の イ 国庫負担 金又は国庫 補助金の交 付の対象と なる工事で 設計の変更 について主 務大臣等の 承認を必要 とするもの に係るもの ロ 契約金額 の5割以上 の増を伴う もの(変更 後の請負対 象設計金額 が2億円以 上となる場 合に限 る。) ハ イ及びロ 以外のもの (イ) 空港 整備事業 に係るも の</p>	<p>鳥取空港管理 事務所長</p>

	<p>(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの                  (1) 国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの                  (2) 契約金額の5割以上の増を伴うもの(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合に限る。)                  (3) (1)及び(2)以外のもの                  イ 空港整備事業に係るもの                  ロ 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの</p>	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	鳥取港湾事務所 所長
略																								
略																								
<p>三 土木工事及び電気設備工事に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務</p>	<p>8 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託                  (一) 略                  (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの                  (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの                  (1) 空港整備事業に係るもの                  (2) 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの</p>	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	鳥取空港管理事務所 所長 鳥取港湾事務所 所長
略																								

事業に係るもの						
略						
11 同規則第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの  (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの	—         — 鳥取空港管理事務所長 — 鳥取港湾事務所長					鳥取空港管理事務所長  鳥取港湾事務所長
12 同規則第36条第7項後段、第37条後段、第40条後段及び第40条の2第3項(同規則第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による必要な経費の負担の決定 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの  (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	—         —					
13 同規則第39条第4項の規定による工事の内容の変更等 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの	—					
13 同規則第39条第4項の規定による工事の内容の変更等 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの	—					

<p>(三) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの (1) 空港整備 事業に係るも の (2) 港湾・漁 港・海岸整備 事業に係るも の</p>																								
<p>14 同規則第40条前 段の規定による工 事の内容の変更等 (一) 略 (二) 請負対象設 計金額が2億円 以上5億円未満 の工事に係るも の  (三) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの (1) 空港整備 事業に係るも の (2) 港湾・漁 港・海岸整備 事業に係るも の</p>	—																							
<p>15 同規則第40条の 2第1項及び第2 項の規定による工 事の施工の一時中 止 (一) 略 (二) 請負対象設 計金額が2億円 以上5億円未満 の工事に係るも の</p>	—																							
<p>(1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るも の (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の イ 空港整備 事業に係る もの ロ 港湾・漁 港・海岸整 備事業に係 るもの</p>	—																							
<p>14 同規則第40条前 段の規定による工 事の内容の変更等 (一) 略 (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの  (1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るも の (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の イ 空港整備 事業に係る もの ロ 港湾・漁 港・海岸整 備事業に係 るもの</p>	—																							
<p>15 同規則第40条の 2第1項及び第2 項の規定による工 事の施工の一時中 止 (一) 略 (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの  (1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るも の (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の イ 空港整備 事業に係る もの</p>	—																							

<p>(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの</p>							<p>— 鳥取空港管理事務所長</p>	<p>— 鳥取港湾事務所長</p>											<p>— 鳥取港湾事務所長</p>	
<p>16 同規則第41条の規定による工期の延長の承認 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの</p>	<p>—</p>						<p>— 鳥取空港管理事務所長</p>	<p>— 鳥取港湾事務所長</p>											<p>— 鳥取空港管理事務所長</p>	<p>— 鳥取港湾事務所長</p>
<p>17 同規則第42条第1項の規定による工期の繰上げの要求 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの</p>	<p>—</p>						<p>— 鳥取空港管理事務所長</p>	<p>— 鳥取港湾事務所長</p>											<p>— 鳥取空港管理事務所長</p>	<p>— 鳥取港湾事務所長</p>

<p>事業に係るもの</p> <p>18 同規則第42条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要求 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの</p>	—																							
<p>19 同規則第42条第3項の規定による請負代金の変更及び必要な費用の負担の決定 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>	—																							
略																								
<p>21 同規則第45条第5項の規定による費用の負担の協議 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計</p>	—																							
<p>18 同規則第42条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要求 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 空港整備事業に係るもの ロ 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの</p>	—																							
<p>19 同規則第42条第3項の規定による請負代金の変更及び必要な負担の決定 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	—																							
略																								
<p>21 同規則第45条第5項の規定による費用の負担の協議 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	—																							

鳥取空港管理事務所長  
鳥取港等事務所長

	計金額が2億円未滿の工事に係るもの																		
	略																		
23	同規則第49条第1項の規定による設計図書の変更の決定 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未滿の工事に係るもの  (三) 請負対象設計金額が2億円未滿の工事に係るもの																		
24	同規則第52条第1項(同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未滿の工事に係るもの  (三) 請負対象設計金額が2億円未滿の工事に係るもの																		
25	同規則第57条第1項の規定による工事的物物の使用 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未滿の工事に係るもの  (三) 請負対象設計金額が2億円未滿の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの																		鳥取空港管理事務所所長
	略																		
23	同規則第49条第1項の規定による設計図書の変更の決定 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未滿の工事に係るもの  (1) 工事が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事が2億円未滿の工事に係るもの																		
24	同規則第52条第1項(同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未滿の工事に係るもの  (1) 工事が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事が2億円未滿の工事に係るもの																		
25	同規則第57条第1項の規定による工事的物物の使用 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未滿の工事に係るもの  (1) 工事が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事が2億円未滿の工事に係るもの イ 空港整備事業に係るもの ロ 港湾・漁港・海洋整備事業に係るもの																		鳥取空港管理事務所所長 鳥取港湾事務所所長



	の (2) 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの								鳥取港等事務 所長
26	同規則第7条第3項の規定による増加費用の負担の決定 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの  (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの								
27	同規則第8条第1項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求  (一) 空港整備事業に係るもの (二) 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの								鳥取空港管理 事務所長  鳥取港等事務 所長
略									

26	同規則第7条第3項の規定による増加費用の負担の決定 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの  (1) 工事が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事が2億円未満の工事に係るもの								
27	同規則第8条第1項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求 (一) 著しく重大なかしに係るもの (1) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (2) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (二) (一)以外のもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾整備事業・漁港整備事業及び海岸整備事業に係るもの								鳥取空港管理 事務所長  鳥取港等事務 所長
略									

別表第3 (第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第10条関係)

行政改革部局、地域づくり支援部、子育て支援総室、くらしの安心局、経済産業総室、雇用人材総室、産業振興総室、市場取引局、森林・林業総室、農林総合研究所及び水産振興局の個別事業に係る事務処理権限

所 属 名 種 類	事 項 内 容	事務処理権限の区分								地方機関の 長の名称
		専決権者				委任決権者				
		知事	部長	局長	課長	知事	部長	局長	課長	
略										
子 育 て 支 援	児童福祉法に基づく知事の権限に属する事務(子ども)	52	略							
		53	同法第5条第31項							

別表第3 (第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第10条関係)

行政改革部局、地域づくり支援部、子育て支援総室、くらしの安心局、経済産業総室、雇用人材総室、産業振興総室、市場取引局、森林・林業総室、農林総合研究所及び水産振興局の個別事業に係る事務処理権限

所 属 名 種 類	事 項 内 容	事務処理権限の区分								地方機関の 長の名称
		専決権者				委任決権者				
		知事	部長	局長	課長	知事	部長	局長	課長	
略										
子 育 て 支 援	児童福祉法に基づく知事の権限に属する事務(子ども)	52	略							

総室	発達支援課の所掌事務に係るものを除く。）																					
	54 同法第36条第4項の規定による児童福祉施設の設置の認可	—																				
	55 同法第36条第6項の規定による児童福祉施設の廃止又は休止の届出の受理																					
	56 同法第36条第7項の規定による児童福祉施設の廃止又は休止の承認																					
	57 同法第46条第11項の規定による報告の徴取及び関係者への質問又は立入検査の実施 (一) 保育所、母子生活支援施設及び児童福祉施設並びに町界の区域に所在する児童福祉に係るもの (二) 及び(三) 略																				総合事務所長	
	58 同法第46条第31項の規定による必要な措置の催告及び命令 (一) 保育所、母子生活支援施設及び児童福祉施設並びに町界の区域に所在する児童福祉に係るもの (二) 及び(三) 略																					総合事務所長
	59 略																					
	60 略																					
	61 同法第36条第2項の規定による費用の徴取 (一) 同法第5号、第6号及び第6号の3に掲げる費用の徴取 (二) (一)以外のものの																					総合事務所長 児童課長
	62 略																					
63 略																						
64 同法第36条第8項の規定による料金の徴取等 (一) 同法第5号、第6号及び第6号の3に掲げる費用並びに同法第24条の5に規定する因費の給付に要する費用に係るもの (二) (一)以外のもの																					総合事務所長 児童課長	

総室	発達支援課の所掌事務に係るものを除く。）																					
	53 同法第36条第4項の規定による児童福祉施設の設置の認可 (一) 町界の区域に所在する児童福祉施設、保育所及び児童福祉施設に係るものうち、一部変更に係るもの (二) (一)以外のものの	—																				総合事務所長
	54 同法第36条第7項の規定による児童福祉施設の休廃止の承認																					
	55 同法第46条第11項の規定による報告の徴取及び関係者への質問又は立入検査の実施 (一) 保育所及び母子生活支援施設並びに町界の区域に所在する児童福祉施設及び児童福祉施設に係るもの (二) 及び(三) 略																					総合事務所長
	56 同法第46条第31項の規定による必要な措置の催告及び命令 (一) 保育所及び母子生活支援施設並びに町界の区域に所在する児童福祉施設に係るもの (二) 及び(三) 略																					総合事務所長
	57 略																					
	58 略																					
	59 同法第36条第2項の規定による費用の徴取																					総合事務所長
	60 同法第36条第31項の規定による年費等について定める額の徴取																					総合事務所長
	61 略																					
62 略																						
63 同法第36条第8項の規定による料金の徴取等																					総合事務所長	

の												長	
66 略													
66	同法第9条第1項の規定による施設の設定者等からの報告の徴収又は事務所等への立入調査の実施 (一) 届出保育施設等に係るもの(同法第8条の規定により認可を取り消されたものを含まず。以下子育て支援センターの項において同じ。) (二) (一)以外のもの											—	総合事務所長
67	同法第9条第3項の規定による施設の設定者又は運営の改善その他の報告 (一) 届出保育施設等に係るもの (二) (一)以外のもの											—	総合事務所長
68	同法第9条第4項の規定による報告に不備があった旨の公表 (一) 届出保育施設等に係るもの (二) (一)以外のもの											—	総合事務所長
69	同法第9条第5項の規定による事業の停止又は施設の見積の命令 (一) 届出保育施設等に係るもの (二) (一)以外のもの											—	総合事務所長
70	同法第9条の2第1項及び第2項の規定による届出の受理											—	総合事務所長
71	同法第9条の2の5第11項の規定による報告の受理											—	総合事務所長
72	同法第9条の2の5第2項の規定による公表											—	総合事務所長
二 児童福祉													
法第75条に基づく知事の権限に属する事務(子ども発達支援センターの設置に係るものを除く。)													
4	同法第38条の規定による児童福祉施設の実地の検査 (一) 保育所、母子生活支援施設及び児童福祉施設並びに町村の区域に所在する児童福祉施設に係るもの (二) 及び(三) 略												総合事務所長
三 児童福祉													
法第75条に基づく規則(昭和23年厚生省令第11号)に基づく知事の権限に属する事務													
2	同法第37条第4項から第6項までの規定による児童福祉施設に係る変更の届出の受理 (一) 町村の区域に所在する助産施設、保育所及び児童福祉施設に係るもの (二) (一)以外のもの												総合事務所長

の												長	
64 略													
66	同法第9条第1項の規定による施設の設定者等からの報告の徴収又は事務所等への立入調査の実施											—	
66	同法第9条第3項の規定による施設の設定者又は運営の改善その他の報告											—	
67	同法第9条第4項の規定による報告に不備があった旨の公表											—	
68	同法第9条第5項の規定による事業の停止又は施設の見積の命令											—	
69	同法第9条の2第1項及び第2項の規定による届出の受理											—	
70	同法第9条の2の5第11項の規定による報告の受理											—	
71	同法第9条の2の5第2項の規定による公表											—	
二 児童福祉													
法第75条に基づく知事の権限に属する事務(子ども発達支援センターの設置に係るものを除く。)													
4	同法第38条の規定による児童福祉施設の実地の検査 (一) 保育所及び母子生活支援施設並びに町村の区域に所在する児童福祉施設及び児童福祉施設に係るもの (二) 及び(三) 略												総合事務所長
三 児童福祉													
法第75条に基づく規則(昭和23年厚生省令第11号)に基づく知事の権限に属する事務													
1	略												

3 略												
略												
く ら し の 安 心 推 進 課	八 調停師法 施行令(昭 和33年政令 第303号) に基づく知 事の権限に 属する事務	1 同令第1条第1項 の規定による調停師 の名簿の訂正										総合事務所 長
	略											
略												
十三 と容易 法(昭和28 年法律第 114号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 略											
	2 同令第4条第3項 の規定による一般と 容易等の変更の届出 の受理											
	3 略											
	4 略											
	5 略											
	6 略											
	7 略											
	8 略											
	9 略											
	10 略											
	11 略											
	12 略											
	13 略											
	略											
略												
住 宅 政 策 課	八 鳥取県特 別県営住宅 の設置及び 管理に関する 条例(昭 和43年鳥取 県条例第5 号)に基づ く事務	1 同条例第4条の規 定による特別県営住 宅の入居者の公募										西部総合事 務所長
	2 同条例第6条の規 定による特別県営住 宅の家賃の徴収											西部総合事 務所長
		3 同条例第6条の2 の規定による収入状 況の報告の請求等										
	略											

2 略													
略													
く ら し の 安 心 推 進 課	八 調停師法 施行令(昭 和33年政令 第303号) に基づく知 事の権限に 属する事務	1 同令第1条第1項 の規定による調停師 の名簿の訂正										総合事務所 長	
	略												
略													
十三 と容易 法(昭和28 年法律第 114号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 略												
	2 略												
	3 略												
	4 略												
	5 略												
	6 略												
	7 略												
	8 略												
	9 略												
	10 略												
	11 略												
	12 略												
略													
略													
住 宅 政 策 課	八 鳥取県特 別県営住宅 の設置及び 管理に関する 条例(昭 和43年鳥取 県条例第5 号)に基づ く事務	1 同条例第4条の規 定による特別県営住 宅の入居者の公募										総合事務所 長	
	2 同条例第6条の規 定による特別県営住 宅の家賃の徴収											西部総合事 務所長	
		(一) 東部総合事務 所及び丹波総合事 務所の所管区域に 係るもの											東部総合事 務所長
		(二) 中部総合事務 所の所管区域に係 るもの											中部総合事 務所長
3 同条例第6条の2 の規定による収入状 況の報告の請求等												西部総合事 務所長	
	(一) 東部総合事務 所及び丹波総合事 務所の所管区域に 係るもの											東部総合事 務所長	
(二) 中部総合事務 所の所管区域に係 るもの											中部総合事 務所長		
(三) 西部総合事務 所及び丹波総合事 務所の所管区域に 係るもの											西部総合事 務所長		
略													

4	同条例第7条の規定による住宅管理人の設置	西尾総合事務所長	4	同条例第7条の規定による住宅管理人の設置	総合事務所長
5	同条例第8条において準用する鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例に基づく事務のうち次に掲げるもの		5	同条例第8条において準用する鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例に基づく事務のうち次に掲げるもの	
(一)	同条例第6条及び第7条の規定による特別県営住宅の入居者の選考及び決定	西尾総合事務所長	(一)	同条例第6条及び第7条の規定による特別県営住宅の入居者の選考及び決定	総合事務所長
(二)	同条例第8条第11項の規定による特別県営住宅の入居拒否者の決定	西尾総合事務所長	(二)	同条例第8条第11項の規定による特別県営住宅の入居拒否者の決定	総合事務所長
(三)	同条例第9条第11項第1号の規定による保証人の適否の認定	西尾総合事務所長	(三)	同条例第9条第11項第1号の規定による保証人の適否の認定	総合事務所長
(四)	同条例第9条第21項の規定による保証人の免除の認定	西尾総合事務所長	(四)	同条例第9条第21項の規定による保証人の免除の認定	総合事務所長
(五)	同条例第9条第31項の規定による特別県営住宅の入居の取消し	西尾総合事務所長	(五)	同条例第9条第31項の規定による特別県営住宅の入居の取消し	総合事務所長
(六)	同条例第9条第41項の規定による入居可能日の通知	西尾総合事務所長	(六)	同条例第9条第41項の規定による入居可能日の通知	総合事務所長
(七)	同条例第9条の2の規定による同居の確認	西尾総合事務所長	(七)	同条例第9条の2の規定による同居の確認	総合事務所長
(八)	同条例第9条の5第2項の規定による収入額の認定及び通知	西尾総合事務所長	(八)	同条例第9条の5第2項の規定による収入額の認定及び通知	総合事務所長
(九)	同条例第9条の5第31項の規定による収入額認定の更正及び通知	西尾総合事務所長	(九)	同条例第9条の5第31項の規定による収入額認定の更正及び通知	総合事務所長
(十)	同条例第11条の規定による敷金の徴収	西尾総合事務所長	(十)	同条例第11条の規定による敷金の徴収	総合事務所長
(十一)	同条例第12条の規定による家賃又は敷金の徴収の猶予	西尾総合事務所長	(十一)	同条例第12条の規定による家賃又は敷金の徴収の猶予	総合事務所長
(十二)	同条例第14条第21項の規定による特別県営住宅又は共同施設の修繕の指示	西尾総合事務所長	(十二)	同条例第14条第21項の規定による特別県営住宅又は共同施設の修繕の指示	総合事務所長
(十三)	同条例第16条第21項の規定による特別県営住宅を使用しない旨の届出の受理	西尾総合事務所長	(十三)	同条例第16条第21項の規定による特別県営住宅を使用しない旨の届出の受理	総合事務所長
(十四)	同条例第17条第31項の規定による特別県営住宅の一部の他の用途への利用の承認	西尾総合事務所長	(十四)	同条例第17条第31項の規定による特別県営住宅の一部の他の用途への利用の承認	総合事務所長
(十五)	同条例第18条第11項ただし書の規定による特別県営住宅の修繕等の承認	西尾総合事務所長	(十五)	同条例第18条第11項ただし書の規定による特別県営住宅の修繕等の承認	総合事務所長
(十六)	同条例第23条の規定による特別県営住宅の検査	西尾総合事務所長	(十六)	同条例第23条の規定による特別県営住宅の検査	総合事務所長
(十七)	略		(十七)	略	
(十八)	同条例第24条の13第21項の規定による駐車車両の移置等の命令	西尾総合事務所長	(十八)	同条例第24条の13第21項の規定による駐車車両の移置等の命令	総合事務所長
(十九)	同条例第24条の15第21項の規定による特別県営住宅駐車場の使用者の決定	西尾総合事務所長	(十九)	同条例第24条の15第21項の規定による特別県営住宅駐車場の使用者の決定	総合事務所長

	(二十) 同条第24条の6第1項の規定による駐車場使用料の徴収 (二十一) 同条第24条の6第3項の規定による特別県営住宅車庫の使用料の徴収の免除 (二十二) 同条第24条の6第4項の規定による特別県営住宅車庫の使用料の徴収の猶予 (二十三) 略										西尾総合事務所長		(二十) 同条第24条の6第1項の規定による駐車場使用料の徴収 (二十一) 同条第24条の6第3項の規定による特別県営住宅車庫の使用料の徴収の免除 (二十二) 同条第24条の6第4項の規定による特別県営住宅車庫の使用料の徴収の猶予 (二十三) 略										総合事務所長	
九 鳥取県特別県営住宅管理規則（昭和43年鳥取県規則第41号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第3条において準用する鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則に基づく事務のうち次に掲げるもの (一) 同規則第3条の規定による同居者の異動届の受理 (二) 同規則第6条の8の規定による県営住宅車庫の使用変更の承認										西尾総合事務所長		九 鳥取県特別県営住宅管理規則（昭和43年鳥取県規則第41号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第3条において準用する鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則に基づく事務のうち次に掲げるもの (一) 同規則第3条の規定による同居者の異動届の受理 (二) 同規則第6条の8の規定による県営住宅車庫の使用変更の承認										総合事務所長
略												略												
二十四 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく知事の権限に属する事務	略												二十四 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく知事の権限に属する事務	略										
	2 略													2 略										
	3 同法第5条の2の規定による住所等の届出の受理													3 略										
	4 略													4 略										
	5 略													5 略										
	6 略													6 略										
	7 略													7 略										
	8 略													8 略										
	9 略													9 略										
	10 略													10 略										
	11 略													11 略										
	12 略													12 略										
	13 略													13 略										
	14 略													14 略										
	15 略													15 略										
	16 略													16 略										
	17 略													17 略										
	18 略													18 略										
	19 略													19 略										
	20 略													20 略										
	21 略													21 略										
	22 略													22 略										
	23 略													23 略										
	24 略													24 略										
	25 略													25 略										
	26 略													26 略										

27	略
28	略
29	略
30	略
31	略
32	略
33	略
34	略
35	略
36	略
37	略
38	略
39	略
40	略
41	略
42	略
43	略
44	略
45	略
46	略
47	略
48	略
49	略
50	略
51	略
52	略
53	略
54	略
55	略
56	略
57	略
58	略
59	略
60	略
61	略
62	略
63	略
略	
三十一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく知事の権限に属する事務	略

26	略
27	略
28	略
29	略
30	略
31	略
32	略
33	略
34	略
35	略
36	略
37	略
38	略
39	略
40	略
41	略
42	略
43	略
44	略
45	略
46	略
47	略
48	略
49	略
50	略
51	略
52	略
53	略
54	略
55	略
56	略
57	略
58	略
59	略
60	略
61	略
62	略
略	
三十一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第21号)に基づく知事の権限に属	略

略											
略											
森 林 ・ 林 業 総 室	一 森林法 (昭和26年 法律第249 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	略	18 同法第26条の2の 規定による保安林の 指定の解除及び同法 第27条第31項の規定 による保安林の指定 の解除申請の審査								
		(一) 面積が10ヘ クタール未満のも の									
		(二) (一)以外のも の									
略											
略											
十三 略											
十四 公共建 築物等に おける木材 の利用の促進 に関する法 律(平成22 年法律第36 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 同法第8条第1項 の規定による農方計 の策定及び変更										
	2 同法第8条第31項 の規定による農方計 の公表及び計画書長 への通知										
	3 同法第10条第41項 (第11条第41項にお いて準用する場合を 含む。)の規定によ る同意										
	4 同法第10条第51項 (第11条第41項にお いて準用する場合を 含む。)の規定によ る森林協議会及び市 町村長の意見聴取										
十五 略											
企 画 総 務 部		略									
五 其他の 事務	1 補助金及び貸付に 関する事務 (一) 農林総合研究 所長の名において 処理することが適 当であり、農林水 産部長が別に定め るもの (二) 病害虫防除所 の予算執行に関する 事務										
	2 公有財産に関する 事務(農林総合研究 所の庁舎又は構内 におけるものに限 る。) (一) 普通財産の貸 付又は借付の借 受のうち譲渡な もの (二) 行灯の使 用許可及び行灯財 産の借付料の減免 のうち譲渡なもの (三) 公有財産の登 記又は登録 (四) 公有財産の用 途の変更 原簿の										

する事務											
略											
略											
森 林 ・ 林 業 総 室	一 森林法 (昭和26年 法律第249 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	略	18 同法第26条の2の 規定による保安林 (面積が10ヘクタ ール未満のものに限 る。)の指定の解除 及び同法第27条第3 1項の規定による保安 林の指定の解除申請 の審査(面積が10ヘ クタール未満のもの に限る。)								
略											
略											
十三 略											
十四 略											
企 画 総 務 部		略									
五 其他の 事務	1 補助金及び貸付に 関する事務 (一) 農林総合研究 所長の名において 処理することが適 当であり、農林水 産部長が別に定め るもの (二) 病害虫防除所 の予算執行に関する 事務										
	2 公有財産に関する 事務(農林総合研究 所の庁舎又は構内 におけるものに限 る。) (一) 普通財産の貸 付又は借付の借 受のうち譲渡な もの (二) 行灯の使 用許可及び行灯財 産の借付料の減免 のうち譲渡なもの (三) 公有財産の登 記又は登録 (四) 公有財産の用 途の変更 原簿の										









	<p>(三) 請負見積額計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 東部地区沿岸魚鱒整備事業に係るもの</p> <p>(2) (1)以外のもの</p>												
	<p>2 農林土木工事に係る築物の変更</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 請負見積額計金額が5億円未満の工事に係るもの</p>												
<p>二十一 農林土木工事に</p>	<p>略</p>												
	<p>(三) 請負見積額計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 国庫補助金又は国庫補助金の交付対象となる工事の設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするもの</p> <p>(2) 契約金額の5割以上の増を伴うもの(変更後の請負見積額計金額が2億円以上となる場合に限る。)</p> <p>(3) (1)及び(2)以外のもの</p> <p>イ 東部地区沿岸魚鱒整備事業に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p>												
<p>二十一 農林土木工事に</p>	<p>略</p>												
<p>二十一 農林土木工事に</p>	<p>略</p>												

<p>ひこれに伴う委託業務（沿岸漁業整備事業に係る委託業務に限る。以下水産課の頁の二十二及び二十三において同じ。）に係る鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則に基づく知事の権限に属する事務</p>	<p>二十二 農林土木工事に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務</p> <p>1 同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成 (一) 請負対象総計金額（請負契約の締結後に請負対象総計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象総計金額以下1及び6から38までにおいて同じ。）が2億円以上の工事に係るもの (1)及び(2) 略 (二) 略</p>	略	<p>6 同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認 (一) 請負対象総計金額が5億円以上の工事に係るもの (二)及び(三) 略</p>	略	<p>8 同規則第30条第1項の規定による工事の監理の委託（一般競争入札又は指名競争入札の執行に係る事務を除く。） (一) 略 (二) 請負対象総計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p>
<p>ひこれに伴う委託業務（沿岸漁業整備事業に係る委託業務に限る。水産課の頁の二十二及び二十三において同じ。）に係る鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則に基づく知事の権限に属する事務</p>	<p>二十二 農林土木工事に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務</p> <p>1 同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成 (一) 請負対象総計金額（請負契約の締結後に請負対象総計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象総計金額以下(二)において同じ。）が2億円以上の工事に係るもの (1)及び(2) 略 (二) 略</p>	略	<p>6 同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認 (一) 請負対象総計金額（請負契約の締結後に請負対象総計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象総計金額以下水産課の頁の三において同じ。）が5億円以上の工事に係るもの (二)及び(三) 略</p>	略	<p>8 同規則第30条第1項の規定による工事の監理の委託（一般競争入札又は指名競争入札の執行に係る事務を除く。） (一) 略 (二) 請負対象総計金額が5億円未満の工事に係るもの  (1) 工事費（請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費、以下水産課の頁の三において同じ。）が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 東部地区沿岸漁業整備事業に係るもの</p>

鳥取県事務所長

<p>(三) 請負見積額が2億円未満の工事に係るもの (1) 東部地区沿岸海防整備事業に係るもの (2) (1)以外のもの</p>	<p>— 鳥取県選挙事務所長 — 総合事務所長</p>	<p>□ イ以外のものの</p>	<p>—</p>	<p>総合事務所長</p>
略				
<p>11 同規則第6条第7項 第37条後段 第39条第5項 第40条後段又は第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更 (一) 略 (二) 請負見積額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの  (三) 請負見積額が2億円未満の工事に係るもの (1) 東部地区沿岸海防整備事業に係るもの (2) (1)以外のもの</p>	<p>—   — 鳥取県選挙事務所長 — 総合事務所長</p>	<p>11 同規則第6条第7項 第37条後段 第39条第5項 第40条後段又は第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更 (一) 略 (二) 請負見積額が5億円未満の工事に係るもの  (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 東部地区沿岸海防整備事業に係るもの □ イ以外のものの</p>	<p>—   — —</p>	<p>— 鳥取県選挙事務所長 — 総合事務所長</p>
<p>12 同規則第6条第7項後段、第37条後段 第40条後段又は第40条の2第3項(同規則第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による必要な負担の決定 (一) 略 (二) 請負見積額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの  (三) 請負見積額が2億円未満の工事に係るもの</p>	<p>—  —</p>	<p>12 同規則第6条第7項後段、第37条後段 第40条後段又は第40条の2第3項(同規則第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による必要な負担の決定 (一) 略 (二) 請負見積額が5億円未満の工事に係るもの  (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	<p>—  —</p>	<p>—</p>
<p>13 同規則第8条第4項の規定による工事の内容の変更等 (一) 略 (二) 請負見積額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p>	<p>—</p>	<p>13 同規則第8条第4項の規定による工事の内容の変更等 (一) 略 (二) 請負見積額が5億円未満の工事に係るもの  (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 東部地区沿岸海防整備事業に係るもの</p>	<p>—</p>	<p>— 鳥取県選挙事務所長</p>



	<p>(三) 請負見積額計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 東部地区沿岸開発事業に係るもの (2) (1)以外のもの</p>													長
17	<p>同規則第42条第1項の規定による工期の遅延の要求 (一) 略 (二) 請負見積額計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負見積額計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 東部地区沿岸開発事業に係るもの (2) (1)以外のもの</p>	—												
18	<p>同規則第42条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要求 (一) 略 (二) 請負見積額計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負見積額計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 東部地区沿岸開発事業に係るもの (2) (1)以外のもの</p>	—												
19	<p>同規則第42条第3項の規定による請負代金の変更及び必要な負担の決定 (一) 略 (二) 請負見積額計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負見積額計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>	—												
の														
17	<p>同規則第42条第1項の規定による工期の遅延の要求 (一) 略 (二) 請負見積額計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 東部地区沿岸開発事業に係るもの ロ イ以外のもの</p>	—												鳥取県等事務所長 総合事務所長
18	<p>同規則第42条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要求 (一) 略 (二) 請負見積額計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 東部地区沿岸開発事業に係るもの ロ イ以外のもの</p>	—												鳥取県等事務所長 総合事務所長
19	<p>同規則第42条第3項の規定による請負代金の変更及び必要な負担の決定 (一) 略 (二) 請負見積額計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	—												



<p>略</p> <p>21 同規則第46条第5項の規定による費用の負担の協議 (一) 略 (二) 請負の算定額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負の算定額が2億円未満の工事に係るもの</p>															
<p>略</p> <p>23 同規則第40条第1項の規定による設計図書の変更の決定 (一) 略 (二) 請負の算定額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負の算定額が2億円未満の工事に係るもの</p>															
<p>24 同規則第22条第1項(同規則第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託(一般競争入札又は指名競争入札の執行に係る事務を除く。) (一) 略 (二) 請負の算定額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負の算定額が2億円未満の工事に係るもの</p>															
<p>25 同規則第7条第1項の規定による工事が目的物の使用 (一) 略 (二) 請負の算定額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負の算定額が2億円未満の工事に係るもの</p>															<p>鳥取県選挙事務所長</p> <p>総合事務所長</p>
<p>略</p> <p>21 同規則第46条第5項の規定による費用の負担の協議 (一) 略 (二) 請負の算定額が5億円未満の工事に係るもの  (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>															
<p>略</p> <p>23 同規則第40条第1項の規定による設計図書の変更の決定 (一) 略 (二) 請負の算定額が5億円未満の工事に係るもの  (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>															
<p>24 同規則第22条第1項(同規則第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託(一般競争入札又は指名競争入札の執行に係る事務を除く。) (一) 略 (二) 請負の算定額が5億円未満の工事に係るもの  (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>															
<p>25 同規則第7条第1項の規定による工事が目的物の使用 (一) 略 (二) 請負の算定額が5億円未満の工事に係るもの  (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 東地区沿岸魚貝類養殖事業に係るもの ロ イ以外のもの</p>															

<p>の工事に係るもの (1) 東部地区沿岸 海防整備事業 に係るもの (2) (1)以外の もの</p>	<p>— 鳥取県等事 務所長 — 総合事務所 長</p>													
<p>26 同規則第7条第3 項の規定による増加 費用の負担の決定 (一) 略 (二) 請負見積額計 金額が2億円以上 5億円未満の工事 に係るもの  (三) 請負見積額計 金額が2億円未満 の工事に係るもの</p>	<p>—</p>													
<p>27 同規則第8条第1 項の規定によるかしの 修補及び積雪の賠償 の請求  (一) 東部地区沿岸 海防整備事業に係 るもの (二) (一)以外のも の</p>	<p>— 鳥取県等事 務所長 — 総合事務所 長</p>												<p>— 鳥取県等事 務所長 — 総合事務所 長</p>	
<p>略</p>														
<p>略</p>														
<p>略</p>														

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表第2水・大気環境課の項第4号の改正規定（同号12から14までに係る部分を除く。）は大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成22年法律第31号）の施行の日から、同表治山砂防課の項の改正規定は同年5月1日から施行する。